

- 広島県訓令
- 広島県議会議事務局訓令
- 広島県教育委員会訓令
- 広島県選挙管理委員会訓令第三号
- 広島県人事委員会訓令
- 広島県監査委員訓令
- 広島海区漁業調整委員会訓令

- 本庁
- 地方機関
- 議会事務局
- 教育委員会事務局本庁
- 教育委員会事務局地方機関
- 学校以外の教育機関
- 選挙管理委員会事務局
- 人事委員会事務局
- 監査委員事務局
- 労働委員会事務局
- 海区漁業調整委員会事務局

広島県職員証に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年四月一日

- 広島県知事 湯崎英彦
- 広島県議会議長 中本隆志
- 広島県教育委員会委員長 平川理恵
- 広島県選挙管理委員会委員長 国政道明
- 広島県人事委員会委員長 加藤誠
- 広島県代表監査委員 川上俊幸
- 広島海区漁業調整委員会会長 北田國一

**広島県職員証に関する訓令の一部を改正する訓令**

- 広島県訓令
- 広島県議会議事務局訓令
- 広島県教育委員会訓令
- 広島県選挙管理委員会訓令第一号の一部を次
- 広島県人事委員会訓令
- 広島県監査委員訓令
- 広島海区漁業調整委員会訓令

のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員証の交付)            第四条 職員には、職員証を交付する。ただし、任命権者が交付を要しないと認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(職員証の交付)            第四条 職員には、職員証を交付する。</p>

別記中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。